

第2次さつま町地域福祉計画

(概要版)

1. 地域福祉計画策定にあたり

この地域福祉計画は、社会福祉法第107条第1項に基づき、令和元年度に策定したさつま町地域福祉計画（5か年）を更新するにあたり、「住民アンケート」、「施設ヒアリング調査」、「公民館長・公民会長・民生委員アンケート調査」、「地域福祉座談会」などの結果から地域の課題を把握し本計画を策定しました。

また、前回の計画策定では、町が策定する「さつま町地域福祉計画（総論）（以下、「本計画」という。）、さつま町社会福祉協議会が策定する「さつま町地域福祉活動計画（各論）」を、それぞれ作成しておりましたが、今回の策定では、これを一体化し作成しました。

2. 地域の主な困りごと

- (1) 地域住民のつながりの希薄化
- (2) 少子高齢化に伴う役員等のなり手不足
- (3) 買い物や通院などの移動に対する問題

今回の計画策定にあたり、地域福祉の推進は、地域力だけでは難しくなっていることから、行政や町社会福祉協議会などと協力し共に取り組むことが重要となっております。

3. 基本理念

「地域福祉」とは、福祉制度（高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉）によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作ることをいいます。

「さつま町地域福祉計画」では地域福祉の推進にあたり、基本理念を次のとおり定めます。

【基本理念】

「つながろう人と人 共に支え合い

安心して暮らせる ここちよいまちづくり」

4. 計画期間

令和6年度から令和10年度まで（5年間）

5. 「近所付き合い」を「近助（互助）」に！

地域福祉では、「自助」、「共助」、「公助」について考えますが、特に、地域を中心とした相互扶助「共助」の推進にあたり、本計画では「近助（互助）」は重要な要素であると考えています。

近助とは、「向こう3軒両隣」的な距離的近所だけでなく、精神的な拠り所、精神的近所も含めた「近所付き合い」を「近助（互助）」として、本計画書において、その活動や考えを述べる際に用います。

自 助

共 助

公 助

近 助

6. 計画の基本目標

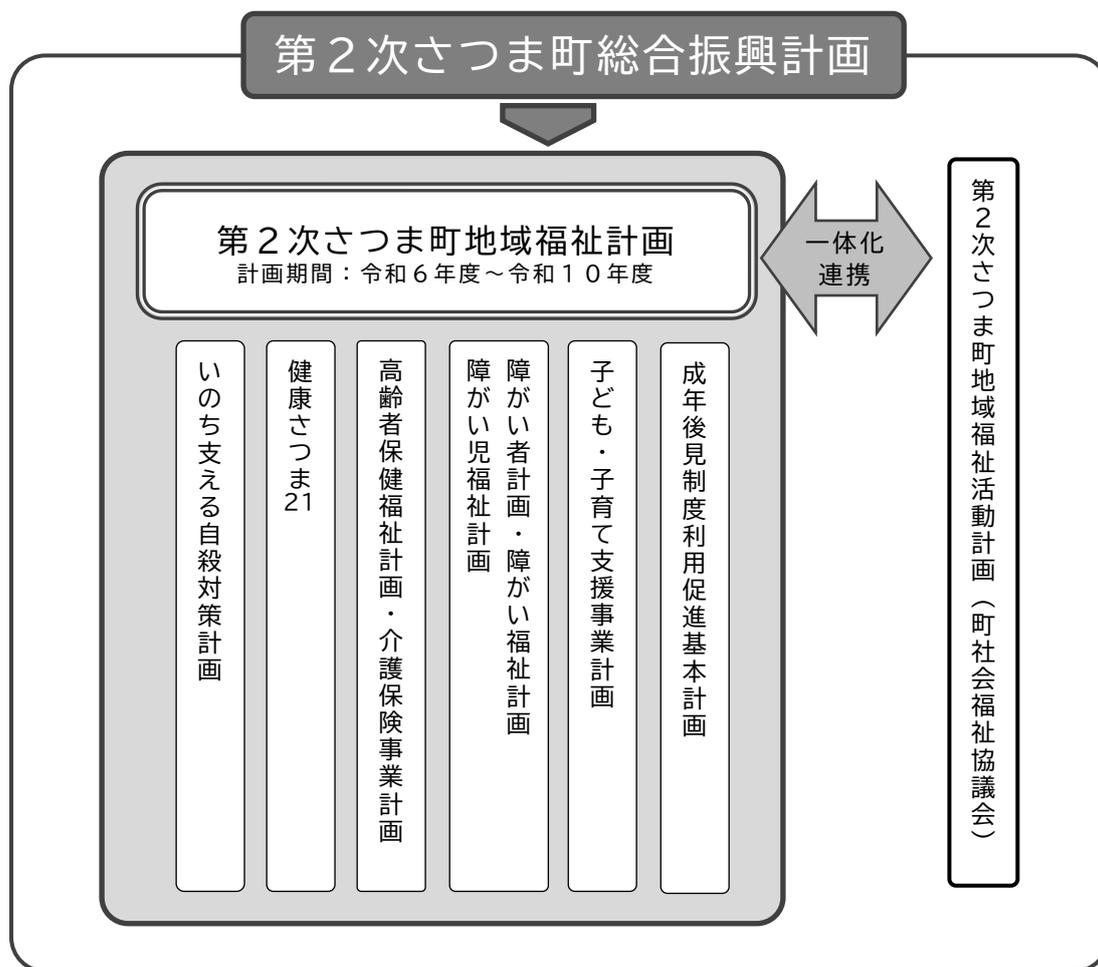
基本理念の「つながろう人と人 共に支え合い 安心して暮らせる ここちよいまちづくり」の実現に向けて、本計画の最終年度である2028年度（令和10年度）までに達成すべき事項を、次の通り基本目標として掲げ、基本目標の達成に向けて、各施策を展開していきます。

基本目標 1	お互いが見守り、支え合い、つながる「地域」づくり
同じ町に住む住民相互がつながる関係をつくり、見守りや支え合い、困ったときに助け合うことができるよう、様々な地域活動を支援・促進し、支え合いの地域づくりを進めます。	
《施策の方向性》	
(1) 地域住民と行政や関係機関による地域福祉の推進	
(2) 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり	
(3) 避難行動要支援者への支援体制の強化	
基本目標 2	だれもが安心して暮らせる「仕組み」づくり
支援を必要とする全ての住民が、だれもが安心して暮らせるよう、必要とする福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくりを進めます。	
《施策の方向性》	
(1) 子どもや高齢者、障がい者福祉の充実	
(2) 生活困窮者の自立支援等の充実	
(3) 地域ぐるみの防犯・再犯防止に対する活動への支援	
基本目標 3	地域に関心を持ち、行動できる「人材」づくり
住民一人ひとりが、自分の住む地域及び地域福祉に関心を持つように、地域福祉活動の普及・啓発を行うとともに、地域活動に主体的に参加するような人材の発見と育成に取り組みます。	
《施策の方向性》	
(1) 地域福祉の普及・啓発	
(2) ボランティア人材の育成と地域活動への参加促進	
(3) 地域福祉を支える人材の確保・育成	
基本目標 4	地域住民と行政の協働による「まち」づくり
福祉のニーズや地域の課題を把握するとともに、地域住民や行政、社会福祉協議会などの関係団体との協働により、課題を解決できるまちづくりに取り組みます。	
《施策の方向性》	
(1) 移動支援の推進による交通格差の解消	
(2) 地域活動団体と関係機関等の連携	
(3) 包括的な相談・支援体制の推進と重層的支援体制の整備	

図表：地域福祉計画と地域福祉活動計画の違い

	さつま町地域福祉計画	さつま町地域福祉活動計画
策定主体	さつま町 (行政計画・基本計画)	さつま町社会福祉協議会 (民間計画・実施計画)
策定主体	社会福祉法第107条第1項	社会福祉法第109条
目的	本町に暮らす全ての住民を地域全体で支え、だれもが住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が送れるような、地域福祉の実現を目的とする。	社会福祉協議会が呼びかけて、住民・地域において社会福祉に関する活動を行う者・社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の実践を目的とする。
内容	基本理念・施策の方向性	現場における地域福祉活動の推進等

図表：計画の位置づけ



Satsuma Town Map さつま町地域福祉困りごとマップ

●宮之城西部支部（平川・山崎・久富木・二渡・白男川・泊野）

- (1)届出避難所の運営について
- (2)お助け隊の設置は必要だが、費用負担があると利用が難しくなる
また、ボランティアの要素もあるため継続させるのは難しい
- (3)お助け隊の設置は、区などの公民会単位で立ち上げていいかわからない
- (4)安心カブセツルや地域の見守りシート、避難行動要支援者制度の区別がわからない
- (5)一番の問題は、地域に子どもの声が届かなくなった
- (6)移動販売の利用者の減少により移動販売が乗らなくなっている
- (7)高齢者と同居する引きこもり者について

人口 2,817人 (R5.12.1現在)
 高齢化率 平川地区 47.9%・山崎地区 39.5%・
 久富木地区 50.2%・二渡地区 55.8%
 白男川地区 52.6%・泊野地区 57.1%

●宮之城中央・東部支部（宮之城屋地・虎居・時吉・船木・湯田・佐志）

- (1)お助け隊の設置を行政主導（又は一緒になって）できないが
- (2)買い物や病院などへの移動支援が必要な方に対する民間企業の支援
- (3)5年、10年先の支援
- (4)訪問方法に対する戸惑
- (5)行き過ぎた支援や福祉サービスでなく、必要な支援の計画
- (6)日頃から地域の住民同士の連携を図るためには、若い人、
中間層、高齢者という世代を超えた交流がなければ、地域福祉
の推進は難しい

宮之城中央支部 人口 4,798人 (総人口19,168人)
 高齢化率 宮之城屋地地区 31.5%・船木地区 38.2%
 宮之城東部支部 人口 5,147人
 高齢化率 虎居地区 38.2%・時吉地区 38.0%
 湯田地区 47.2%・佐志地区 41.4% (R5.12.1現在)

●鶴田支部（鶴田・柏原・神子・紫尾）

- (1)サロンやよろばん体操などの参加者に男性が少ない
- (2)公民会未加入者の関り（連絡方法など）
- (3)近くに買い物ができる店舗がない
- (4)高齢者の買い物のための移動手段について
- (5)ゴミ問題
- (6)公民会以外の方のゴミステーション利用について

人口 3,397人 (R5.12.1現在)
 高齢化率 鶴田地区 44.0%・柏原地区 40.6%
 神子地区 44.6%・紫尾地区 51.3%

●薩摩支部（求名・永野・中津川）

- (1)地域福祉イコール高齢者対策をどう進めていくのか
- (2)ボランティアでできる支援の限界
- (3)地域を見守る民生委員などの訪問活動の難しさ（守秘義務の問題）
地域力の問題（支える側の高齢化、役員などのなり手不足）
- (5)サロンやよろばん体操への男性の参加率を上げたい
- (6)ゴミ問題、買い物弱者、移動支援、防災、危機管理など

人口 2,652人
 求名地区 52.0%
 永野地区 54.1%
 中津川地区 50.1%
 (R5.12.1現在)

●移動支援

中央部・・・店舗や病院、金融機関に対する不自由さは少ない
 中央部以外・店舗や病院、金融機関が少ないことから、用事を済ませるための移動手段が必要である

●見守支援

町内全域・サロンやよろばん体操への男性の参加が少ないことや、見守りが必要な方の参加がないこと

●役員等のなり手不足

中央部・・・地域内に若い世代や中間層はいるが、地域住民の希薄化のため役員等のなり手不足がある

●全体

中央部以外・地域が高齢化しているため、役員等のなり手不足の解消は難しい
 地域住民の交流が希薄化しているため、見守り活動やサロンの参加者が限定されていることや役員等のなり手不足などの問題が生じている。地域福祉の推進や課題の解決は、地域だけで解決することが困難になっていることか
 ら、地域や行政、社会福祉協議会など関係団体と連携して問題解決に努めなければならない。